

福岡県公報

平成十七年七月一日
第二千四百七号
増刊 ①

目次

規則(第五十二号・第五十三号)

○福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則

○福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

告示(第十三百九号)

○福岡県水防信号規程の一部を改正する告示

選挙管理委員会

○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定の一部改正

(河川課)九

(地方課)九

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課)一

規則

福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則を制定し、これを公布する。

平成十七年七月一日

福岡県規則第五十二号

福岡県森林法施行細則の一部を改正する規則

第三条第一項中「次に」を「次に」に改める。

第十四条中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改める。

第十五条中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第一号イの(1)及び(2)中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改め、同条第一号中「登記簿の謄本又は

抄本」を「登記事項証明書」に改める。

第十六条第一項中「第十七条第一項第一項」を「第十五条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十七条第一項第一号」を「第十五条第二項第一号」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「第十七条第一項第三号」を「第十五条第一項第三号」に改め、同条第三項中「第十七条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に改める。

第十九条中「第十二条」を「第十九条」に改める。
別表第一の一の項第五号中「現状回復」を「原状回復」に改める。
別表第三号中「第十七条第二項第一号」を「第十五条第二項第一号」に改める。

別表第四号中「第十七条第二項第二号」を「第十五条第二項第二号」に改める。

様式第五号の注中「貼付」を「ちょう付」に改める。

様式第九号の注中「法人登記簿謄本」や「法人の登記事項証明書」と、「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」とある。

様式第十号の注中「土地登記簿謄本」を「土地の登記事項証明書」に改める。

様式第十一号の注中「法人登記簿謄本」や「法人の登記事項証明書」に改める。

様式第十二号中「支払われたく」を削除。

様式第十五号中「⑫緑地保全地区」を「⑫特別緑地保全地区」に改める。

様式第十七号及び様式第十九号中「土地登記簿」を「土地の登記事項証明書」に改め

る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、これを公布する。

平成十七年七月一日

福岡県規則第五十三号

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する

福岡県知事 麻生 渡

福岡県知事 麻生 渡

定期発行日 毎週月水金曜日

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成十四年福岡県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号から第十一号までを次のように改める。

二 日本下水道事業団

三 独立行政法人緑資源機構

四 独立行政法人中小企業基盤整備機構

五 独立行政法人雇用・能力開発機構

六 独立行政法人労働者健康福祉機構

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

八 独立行政法人水資源機構

九 独立行政法人空港周辺整備機構

十 独立行政法人環境再生保全機構

十一 独立行政法人都市再生機構

第二条第一項第十二号及び第十三号を削り、同項第十四号中「規定する」を「基づき設立された」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十五号中「規定する」を「基づき設立された」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十六号中「規定する」を「基づき設立された」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十七号を同項第十五号とする。

第二条第二項中「前項第十七号」を「前項第十五号」に改め、同条第三項第一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第八条第二項第一号中「土砂の量」の下に「（土砂埋立て等の完了時及び最大たい積時の土地の形状に変更がない場合に限る。）」を加え、同条第五項第一号及び第六項第三号中「当初の」を削る。

別表第一第七号中「第一十三条第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同表第十九号中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「第五条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同表第二十一号中「福岡県砂防指定地等管理規則（昭和三十八年福岡県規則第七十六号）第四条」を「福岡県砂防指定地等管理条例（平成十五年福岡県条例第二十号）第三条」に改める。

別表第二第九号及び第十一号中「登記簿謄本」を「登記事項証明書」に改める。

様式第一号中「第2条第1項第17号」や「第2条第1項第15号」を改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 定款又は寄附行為、法人の登記事項証明書並びに事業報告書、損益計算書及び賃借対照表を添付すること。

様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

様式第3号(第8条関係)

土砂埋立て等変更(第 回)許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号

住 所

申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び)
(代表者の氏名)

印

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第6条第1項の規定により、関係図書を添えて土砂埋立て等の変更の許可を申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
土砂埋立区域の位置		市 郡 区 町 村	市 郡 区 町 村
土砂埋立区域の面積 (全 体 面 積)	m ²	m ²	
土砂埋立て等を行う土地の面積 (土砂埋立区域のうち埋立てを行う面積)	m ²	m ²	
土砂埋立て等の最大たい積時に用いる土砂の量	m ³	m ³	
土砂埋立て等を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 カ月間)	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 カ月間)	年 月 日
土砂埋立て等の目的			

変更の内容		変更前	変更後
排水施設その他の土砂崩壊、流出等を防止するための施設の計画			
土砂埋立て等の完了時及び最大たい積時の土地の形状			
土砂埋立て等を行っている間における災害発生の防止のための措置			
土砂埋立て等の方法			
変更の理由			
連絡先	申請者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL () -
	設計者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL () -
	施工者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL () -
その他参考となる事項			

備考

- 1 変更しようとする事項以外の欄は、斜線で消すこと。
- 2 変更しようとする事項については、変更後の福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則 第5条第1項各号に掲げる図書を添付すること。

様式第4号(第8条関係)

土砂埋立て等変更届

年 月 日

福岡県知事 殿

郵便番号

住 所

申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び
代表者の氏名)

印

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第6条第3項又は第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

土砂埋立区域の位置	市 区 町 郡 村	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
変更(予定)年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	変更後
氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名		
住所又は事務所の所在地		
土砂埋立て等の最大たい積時に用いる土砂の量	㎥	㎥
土砂埋立て等を行う期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 カ月間)	年 月 日 ～ 年 月 日 (年 カ月間)

変更の内容		変更前	変更後
その他の変更事項 (知事が特に軽微と認める変更に限る。)			
変更の理由			
連絡先	申請者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL () -
	設計者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL () -
	施工者	住所 □□□-□□□□	
		氏名	TEL () -
その他参考となる事項			

備考

- 1 変更しようとする事項以外の欄は、斜線で消すこと。
- 2 土砂埋立て等を行う期間の始期は、着工年月日（福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例の施行前からの継続地区については、許可年月日）とすること。

様式第五号に記載する所のものと同様。

備考 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例施行規則第9条第2項第1号から第3号までに掲げる図書及び第4号に掲げる図書（法人の登記事項証明書（法人の場合のみ）、字図、土地の登記事項証明書、関係者の同意書等）

を添付すること。

様式第八号を次のよう改める。

様式第8号（第12条関係）

土砂埋立て等状況報告書

年　月　日

福岡県知事 殿

郵便番号

住 所

申請者 氏 名 (法人にあっては、名称及び)
(代表者の氏名)

印

福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第11条の規定により、次のとおり報告します。

土砂埋立区域の位置	市 区 町 郡 村		
許可年月日及び許可番号	年　月　日　　第　　号		
土砂埋立て等を行う期間	年　月　日～　年　月　日 (　年　カ月)		
報告に係る期間	年　月　日～　年　月　日		
土砂埋立区域の面積 (全体面積)	m^2		
土砂埋立て等を行う土地の面積(土砂埋立区域のうち埋立てを行う面積)	m^2		
土砂埋立て等の最大たい積時に用いる土砂の量(A)	m^3		
報告に係る期間の前日までに搬入した土砂の量(B)	m^3		
報告に係る期間中に搬入した土砂の量(C)	m^3		
累計の土砂の量及び割合	$(B+C)$ m^3	$\{(B+C) / A\} \times 100$	$\%$
その他の参考となる事項			

備考 報告に係る期間の末日前1週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真及びその他知事が必要と認める図書を添付すること。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第十三百九号

福岡県水防信号規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年七月一日

福岡県知事 麻生渡

福岡県水防信号規程の一部を改正する告示

福岡県水防信号規程（昭和二十四年九月福岡県告示第五百三十二号）の一部を次のように改定する。

第一条中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

第二条中「従つて」を「従つて」に改める。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に、「去つた」を「去つた」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第六十八号

公職の候補者等が使用し得る演説会施設の指定（昭和五十三年一月十一日福岡県選挙管理委員会告示第二号）の一部を次のように改定する。

平成十七年七月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

指定した施設の表中

久留米市	久留米小森野校区公民館	久留米市小森野六丁目三一四六
高良内校区公民館	高良内町六〇七	"
御井校区公民館	御井町三八七	"

東国分校区公民館	国分町七四一
南校区公民館	南一丁目一(一四)
西国分校区公民館	" 諏訪野町一五六二の一
莊島校区公民館	" 莊島町三七六一一
南薰校区公民館	" 通外町五八
京町校区公民館	" 大石町一四三の一
篠山校区公民館	" 城南町二三一(一八二九)
荒木校区公民館	" 荒木町荒木一四八六
大善寺校区公民館	" 大善寺町宮本一四四三一一
安武校区公民館	" 安武町武島七七二
日吉校区公民館	" 日吉町八三番地
上津校区公民館	" 上津町二三〇一の一
大橋校区公民館	" 大橋町合楽三一四番地の一
金丸校区公民館	" 原古賀町二八の一
長門石校区公民館	" 長門石一丁目一一番四七号
合川校区公民館	" 合川町三五四番地の一
山川校区公民館	" 山川追分二丁目一〇一一六
宮ノ陣校区公民館	" 宮ノ陣町大社四三四一一
山本校区公民館	" 山本町耳納七九番地の二
草野校区公民館	" 草野町矢作五〇六一一
青峰校区公民館	" 青峰二丁目二五番一二号
津福校区公民館	" 津福今町四七二番地の三一
久留米共同福祉施設文化センター共同ホール	" 野中町九五九番地
石橋文化センター文化ホール	" 野中町一〇一五番地
石橋文化センター小ホール	" 野中町一〇一五番地
善導寺校区公民館	" 善導寺町飯田四二四一一
筑邦市民センター多目的棟	" 大善寺町宮本一六五番地の六
耳納市民センター多目的棟	" 善導寺町飯田二〇二番地の一

を

市 久留米	小森野校区公民館	久留米市小森野六丁目三一四六
高良内校区公民館	高良内町六〇七	"
御井校区公民館	御井町三八七	"
鳥飼校区公民館	梅満町六二九	"
東国分校区公民館	国分町七四一	"
南校区公民館	南一丁目二一四一	"
西国分校区公民館	諷訪野町一五六二の一	"
西国分校区公民館	莊島町三七六一	"
南薰校区公民館	通外町五八	"
南薰校区公民館	大石町一四三の一	"
篠山校区公民館	城南町三一八二九	"
京町校区公民館	荒木町荒木一四八六	"
荒木校区公民館	大善寺町宮本一四四三一一	"
大善寺校区公民館	安武町武島七七一	"
安武校区公民館	日吉町八三番地	"
上津校区公民館	上津町二三二〇一の一	"
大橋校区公民館	大橋町合樂三一四番地の一	"
金丸校区公民館	原古賀町二八の一	"
長門石校区公民館	長門石二丁目一番四七号	"
合川校区公民館	合川町三五四番地の一	"
山川校区公民館	山川追分二丁目一〇一一六	"
宮ノ陣校区公民館	宮ノ陣町大杜四三四一	"
山本校区公民館	山本町耳納七九番地の二	"
草野校区公民館	草野町矢作五〇六一一	"
青峰校区公民館	青峰二丁目二五番一二号	"
津福校区公民館	津福今町四七二番地の三一	"

に、

柳川市	柳川農村環境改善センター	柳川市下宮永町一三三二番地一	久留米共同福祉施設文化センター共同ホール	野中町九五九番地
蒲地農村環境改善センター	柳川市就業改善センター	大字久々原一二六の三	石橋文化センター文化ホール	野中町一〇一五番地
柳川市	蒲地農村環境改善センター	大字矢加部二五一の三	善導寺校区公民館	野中町一〇一五番地
柳川市	柳川市総合保健福祉センター	大字上宮永町六番地三	筑邦市民センター多目的棟	大善寺町宮本一六五番地の六
柳川市	柳川市学童農園むづごろうランド	大字橋本町三八九番地一	耳納市民センター多目的棟	善導寺町飯田一〇一一番地の一
柳川あめんぼセンター	柳川あめんぼセンター	大字一新町三番地一	久留米市田主丸勤労青少年ホーム	田主丸町常磐一一一一番地一
柳川市	柳川市農村環境改善センター	城島町樋津一四六八番地一	北野ふれあい交流センター	北野町八重亀一三九番地
柳川市	久留米市城島農村環境改善センター	城島町樋津七四三番地一	北野町高良七〇六番地一	北野町八重亀一三九番地
柳川市	久留米市三瀬農村環境改善センター	城島町樋津一四六八番地一	久留米市城島体育センター	久留米市三瀬農村環境改善センター
柳川市	久留米市下宮永町一三三二番地一	久留米市三瀬農村環境改善センター	久留米市城島体育センター	久留米市三瀬農村環境改善センター
柳川市	柳川市就業改善センター	大字久々原一二六の三	久留米市城島体育センター	久留米市三瀬農村環境改善センター
柳川市	蒲地農村環境改善センター	大字矢加部二五一の三	久留米市城島体育センター	久留米市三瀬農村環境改善センター
柳川市	柳川市総合保健福祉センター	大字上宮永町六番地三	久留米市城島体育センター	久留米市三瀬農村環境改善センター
柳川市	柳川市学童農園むづごろうランド	大字橋本町三八九番地一	久留米市城島体育センター	久留米市三瀬農村環境改善センター
柳川市	柳川あめんぼセンター	大字一新町三番地一	久留米市城島体育センター	久留米市三瀬農村環境改善センター
柳川市	柳川市下宮永町一三三二番地一	久々原一二六番地三	久々原一二六番地三	久々原一二六番地三
柳川市	柳川市就業改善センター	矢加部二五一番地三	矢加部二五一番地三	矢加部二五一番地三

を

市 うきは	福津市 福津市健康福祉総合センター	福津市 福津市立福間隣保館	宗像市 宗像市玄海文化センター	宗像市 宗像市上八六七一
うきは市吉井体育センター	宮司コミュニケーションセンター	福津市 福津市文化会館	大島開発総合センター	宗像市上八六七一
うきは市男女共同推進センター	福津市文化会館	福津市 福津市立福間隣保館	宗像市深田五八八	橋本町三八九番地
" 吉井町六八四番地	" 宮司二三九七番地の一	福津市 福津市文化会館	" 大島一七六五番地	柳川あめんばセンター
" 吉井町六八四番地	" 津屋崎四五八番地の一	福津市 福津市立福間隣保館	" 中央五丁目三番七号	柳川市大和漁村センター
" 吉井町六八四番地	" 宮司二三九七番地の一	福津市 福津市立福間隣保館	" 神湊一〇〇八	" 一新町三番地一
" 吉井町六八四番地	" 宮司二三九七番地の一	福津市 福津市立福間隣保館	" 卸田尻七五一三	" 大和町中島三八五番地
" 吉井町六八四番地	" 宮司二三九七番地の一	福津市 福津市立福間隣保館	" 池田一一三〇	" 上宮永町六番地三
" 吉井町六八四番地	" 宮司二三九七番地の一	福津市 福津市立福間隣保館	" 岬地区公民館	柳川市学童農園むつごろうラ ンド
" 吉井町六八四番地	" 宮司二三九七番地の一	福津市 福津市立福間隣保館	宗像市	柳川綜合保健福祉センター

三

七

二

七

三

を

福岡県選挙管理委員会告示第六十九号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第一一二三号）の一部を次のように改正する。

改める。

山川町 山川体育センター 山川町大字尾野一七〇七番地一

山川町民センター	大字尾野字松山一七〇〇番地一 二
----------	---------------------

大木町	大刀洗町就業改善センター	大字山隈一七一一番地の三
大木町就業改善センター	大刀洗町ふれあいセンター	大字本郷二八四八番地の一
大木町大字八町牟田二五五番地	憩いの園大堰交流センター	大字守部五〇四番地の一

本文中「第五十五条第二項第一号」を「第五十五条第二項及び第四項第一号」に改める。

福岡県選挙管理委員会委員長
田辺俊明

病院 久留米市の項中

療養型高良台病院	藤光町九六五番地の二
医療法人聖峰会田主丸中央病院	田主丸町益生田八九一
老人保健施設サンライフ聖峰	田主丸町田主丸一〇〇一—一

に

改め、一 病院 古賀市の項の次に次のように加える。

〔福津市〕

名 称	所 在 地
医療法人恵愛会福間病院	福津市花見が浜一一五一一

改め、一 病院 浮羽郡の項、一 病院 三井郡の項及び一 病院 三潴郡の項を削り

、一 病院 山門郡の項中

金子病院	" 大字久々原六五番地
医療法人清和会長田病院	" 大字下宮永町五二三番地一
柳川リハビリテーション病院	" 大字上宮永町西本田一一三番地一
医療法人柳川滋恵会老人保健施設柳川やすらぎの里	" 大字西浜武一〇七六一五
介護老人保健施設シャンティ	" 大和町豊原五二一一七

金子病院	" 大字久々原六五番地
医療法人清和会長田病院	" 大字下宮永町五二三番地一
柳川リハビリテーション病院	" 大字上宮永町西本田一一三番地一
医療法人柳川滋恵会老人保健施設柳川やすらぎの里	" 大字西浜武一〇七六一五
介護老人保健施設シャンティ	" 大和町豊原五二一一七

改め、

福岡県立柳川病院	柳川市筑紫町二九番地
----------	------------

改め、一 病院 柳川市の項中

神代病院	" 北野町八重龜三八二番地一
富田病院	" 城島町四郎丸二六一
安本病院	" 三潴町玉満二三七一

に を に を

一 病院 宗像郡の項を削り、一 病院 朝倉郡の項中

奥村病院	" うきは市吉井町二二六の二
医療法人原鶴温泉病院	" 吉井町千年六二八番地
筑後川温泉病院	" 浮羽町古川一〇五五番地
老人保健施設うきは	" 浮羽町古川一〇五三番地

医療法人社団宗正会東福間病院	" 上西郷三三四番地の一
北九州津屋崎病院	" 上西郷三三五番地の一
津屋崎中央病院	" 渡一六九三番地
医療法人社団宗正会東福間病院	" 渡一五六四番地
宮城病院	" 津丸一一六四一十三
光苑	" 上西郷字マ子キ三九二番地の一
宮城病院	" 上西郷字マ子キ三九二番地の一
北九州津屋崎病院	" 渡一六九三番地
津屋崎中央病院	" 渡一五六四番地
医療法人社団宗正会東福間病院	" 津丸一一六四一十三
医療法人社団宗正会東福間病院	" 上西郷三三四番地の一
奥村病院	" 上西郷三三五番地の一
医療法人原鶴温泉病院	" 上西郷三三五番地の一
筑後川温泉病院	" 上西郷三三五番地の一
老人保健施設うきは	" 上西郷三三五番地の一

に

を

介護老人保健施設こうわか苑	〃 〃 大字大江一六八七番地二
介護老人保健施設シャンティ	〃 大和町大字豊原五二一一七
改め、二 老人ホームの項中	〃 〃 大字大江一六八七番地二
社会福祉法人東合川福祉会ケアハウ	〃 宮ノ陣町大杜四六七番地の一
ス光寿苑	〃 宮ノ陣町大杜四六七番地の一
社会福祉法人北九州市門司民生事業	北九州市門司区大字畠一九六〇番地
協会養護老人ホーム清風園	北九州市門司区大字畠一九六〇番地
社会福祉法人東合川福祉会ケアハウ	〃 宮ノ陣町大杜四六七番地の一
ス光寿苑	〃 宮ノ陣町大杜四六七番地の一
特別養護老人ホームひじり園	〃 田主丸町石垣一二九一番地六
特別養護老人ホーム宝生園	〃 北野町鳥巣字浜三六一一
社会福祉法人城島福祉会特別養護老人ホームふれあいの園	〃 城島町上青木字岡ノ木一六五
社会福祉法人城島福祉会ケアハウスふれあい荘	〃 城島町上青木字岡ノ木一六五
社会福祉法人長生園養護老人ホーム長生園	〃 三瀬町早津崎四〇七番地
社会福祉法人北九州市門司民生事業	北九州市門司区大字畠一九六〇番地
協会養護老人ホーム清風園	北九州市門司区大字畠一九六〇番地
改め、	に
特別養護老人ホームふるさとホーム	柳川市東蒲池五六四の一
社会福祉法人学正会特別養護老人ホーム第二おやさと	〃 大字東蒲池二二五番地
特別養護老人ホームエルンテハイム	〃 三橋町蒲船津一九四一一

を に を に を

特別養護老人ホームふるさとホーム	柳川市東蒲池五六四の一
社会福祉法人学正会特別養護老人ホーム第二おやさと	〃 東蒲池二二五番地
特別養護老人ホーム敬和苑	〃 大和町栄二二〇番地二
老人ホームありあけ園	〃 三橋町五拾町五四七
特別養護老人ホームエルンテハイム	〃 三橋町蒲船津一九四一一
改め、	に
特別養護老人ホームマイネスハウス	〃 大字高上字袖ヶ原一七一番地
社会福祉法人同朋会特別養護老人ホーム同行園	〃 大字高上字袖ヶ原一七一番地
特別養護老人ホームマイネスハウス	〃 大字高上字袖ヶ原一七一番地
筑前顯慈園	福津市上西郷字イズミ七三四番三
特別養護老人ホーム津屋崎園	〃 奴山字正園一一七四
浮羽老人ホーム	うきは市吉井町千年八一九番地
社会福祉法人ふたば会特別養護老人ホーム水月吉井	〃 吉井町新治字水月一七六番一
社会福祉法人ふたば会特別養護老人ホームえびね荘	〃 浮羽町古川七〇七番地二
社会福祉法人同朋会特別養護老人ホーム同行園	糟屋郡宇美町大字宇美字吉ノ浦一九四六
改め、	に
社会福祉法人三活会ケア・ハウス緑の里	〃 大字酒殿五一四番地の一

を に を に を

筑前顯慈園	宗像郡福間町大字上西郷字イズミ七三四番三
特別養護老人ホーム津屋崎園	〃 津屋崎町大字奴山字正園一一七四
特別養護老人ホームまつかぜ荘	遠賀郡芦屋町緑ヶ丘二番二号
特別養護老人ホーム三活会ケア・ハウス緑の里	〃 大字酒殿五四四番地の一
特別養護老人ホームまつかぜ荘	遠賀郡芦屋町緑ヶ丘二番二号
朝倉苑	〃 三輪町大字野町二三三二六の三
社会福祉法人特別養護老人ホーム朝老園	〃 夜須町大字朝日五八六番地
社会福祉法人小石原福祉会特別養護老人ホーム清和園	一三 小石原村大字小石原字御輿田七〇八番地
特別養護老人ホーム宝珠の郷	〃 宝珠山村大字福井九四二番地の一
朝倉苑	〃 筑前町野町二三三二六の三
社会福祉法人特別養護老人ホーム朝老園	〃 朝日五八六番地
社会福祉法人小石原福祉会特別養護老人ホーム清和園	三 東峰村大字小石原字御輿田七〇八番地一
特別養護老人ホーム宝珠の郷	〃 大字福井九四二番地の一

改め、

改め、

特別養護老人ホーム仙寿苑	〃 二丈町大字深江二三九一番地の一
浮羽老人ホーム	浮羽郡吉井町大字千年八一九番地
社会福祉法人ふたば会特別養護老人ホーム水月吉井	〃 大字新地字水月一七六番一
特別養護老人ホームひじり園	〃 田主丸町大字石垣一二九一番地の六

に

を

に

を

改め、

改め、

社会福祉法人岡南会特別養護老人ホームえびね荘	〃 浮羽町大字吉川七〇七番地の二
社会福祉法人岡南会ケアハウスえびね	〃 太字古川七〇七番地の三
特別養護老人ホーム宝生園	三井郡北野町大字鳥巣字浜三六一
養護老人ホーム聖母園	三井郡大刀洗町大字今四九一番地
特別養護老人ホーム仙寿苑	〃 大刀洗町大字今四九一番地
社会福祉法人ふたば会特別養護老人ホーム大刀洗幸生苑	〃 二丈町大字深江二三九一番地の一
社会福祉法人城島福祉会特別養護老人ホームふれあい荘	三井郡大刀洗町大字今四九一番地
社会福祉法人城島福祉会ケアハウスふれあい荘	〃 大字高樋一二四五番地の一
社会福祉法人長生園	三瀬郡城島町大字上青木字岡ノ木一六五
社会福祉法人山ノ井会特別養護老人ホーム山ノ井莊	〃 大字上青木字岡ノ木一六五
社会福祉法人山ノ井会特別養護老人ホーム山ノ井莊	三瀬郡城島町大字早津崎四〇七番地
社会福祉法人ふたば会特別養護老人ホーム大刀洗幸生苑	〃 大木町大字笛渕三九番地の一
社会福祉法人山ノ井会特別養護老人ホーム山ノ井莊	〃 大字高樋一二四五番地の一

に

を

に

を

社会福祉法人朋寿会特別養護老人ホーム富寿園	大字松田四八一
社会福祉法人やまと医正会特別養護老人ホーム敬和苑	大和町大字栄二三〇番地の二
特別養護老人ホームありあけ園	三橋町大字五拾町五四七
特別養護老人ホーム竹里館	山川町大字原町八三番地の一
社会福祉法人朋寿会特別養護老人ホーム富寿園	大字松田四八一
特別養護老人ホーム竹里館	山川町大字原町八三番地の一
社会福祉法人キリスト者奉仕会大牟田恵愛園	大牟田市大字今山四三六八番地の三
社会福祉法人至誠福祉会梅香苑	飯塚市大字大日寺字番匠ヶ原一二二二三番地の三
社会福祉法人菊池園	大牟田市大字今山四三六八番地の三
耳納学園	久留米市田主丸町石垣一二〇三番地一
千歳療護園	田主丸町益生田二五六番地一
社会福祉法人至誠福祉会梅香苑	飯塚市大字大日寺字番匠ヶ原一二二二三番地の三
社会福祉法人菊池園	朝倉郡筑前町山隈一六〇七番地の一
耳納学園	浮羽郡田主丸町大字石垣一二〇三番地の一
千歳療護園	大字益生田二五六番地の一

改め、

社会福祉法人菊池園	朝倉郡三輪町大字山隈一六〇七番地の一
耳納学園	浮羽郡田主丸町大字石垣一二〇三番地の一
千歳療護園	大字益生田二五六番地の一

を

に

を

に

を

改める。

社会福祉法人菊池園

朝倉郡筑前町山隈一六〇七番地の一

に